

昭和十四年一月

滿蒙開拓幹部訓練所概要

財團法人滿洲移住協會

一、要旨

大和民族理想信仰の顯現は、滿洲帝國誕生と同時に、彌榮の意氣込を以て、年々擴大的に開始されつゝある移民團の建設により、日滿一徳一心の基礎を固むるにあり而して健全なる移民團發達の最大要件は、皇道追伸のよき指導者を得て、協力一致の實をあぐるにあり。この要旨に副ひ滿洲移住協會は拓務省の委託を受け本訓練所を設立し有爲人材の大和魂鍛錬陶冶の道場たらしめんとするものなり。

二、設立目的名稱並に經營

本訓練所は滿蒙開拓幹部訓練所と稱し、滿蒙開拓青少年義勇軍幹部並に集團移民幹部の訓練養成の目的を以て財團法人滿洲移住協會これを經營す。

三、位置

茨城縣東茨城郡鯉淵村（内原驛下車約一里）

四、設立年月日

昭和十四年一月

五、訓練方針

- 一、所生は寄宿舎に收容し、職員、所生は居常寢食を共にする一體の大家族たることを期す。
- 二、農場教室と相俟ち學科、武道、農業勞働を通じ職員所生お互の大和魂を研き合ひ、以て時と所に應じ最も適切なる指導訓練經營をなし得る根本力の體得を目指す道場たることを期す。
- 三、本訓練所に於ける訓練は現地訓練所に於ける訓練と一貫せんことを期す。

六、教科及び日課

一、教科

（イ）學科

學科としては倫理の大意と科學の大意を課し、從來學び得たる學識並に本訓練所における實科と相俟ちて日本人たるの本分を明らかにせんことを期す。

（ロ）實科

武道（直心影流法定の型、柔劍道）

日本體操（やまとばたらき） 農業實習 軍事教練 其他

二、日課

起床 午前五時若くは五時三十分 禊、清潔、整頓をなす

點呼 午前五時半若くは六時

禮拝 點呼後神前において左の形式により禮拝す

一、二拝二拍手一拝 二、教育勅語奉讀

三、天皇陛下彌榮三唱 四、天晴れ、あな面白、あな手伸し、あな明け、おけ

五、二拝二拍手一拝 六、挨拶

武道體操 禮拝後一時間武道又は體操

朝食 午前七時 = 七時半

學科 自午前八時三十分 至正午

實習 自午後一時三十分 至日没

夕食 午後六時 = 七時

自習 午後七時 = 九時 或は武道 座談會

禮拝 午後九時 一同寄宿舎に集合左の形式に依り禮拝をなす

二拝二拍手一拝 職員所生相互の挨拶

七、職員

所長 加藤完治

職員 補導若干名 副補導若干名 助手若干名 講師若干名

八、施設

建物

神社、寄宿舎、職員宿舎、事務室、大講堂講義室、柔道場、剣道場、作業場、穀物倉庫、農産加工場、農産製造室、農具舎兼物置、鍛工場、木工場、畜舎、鶏舎、飼料舎、堆厩肥舎、サイロ、車庫等。

農場

約五十町

家畜

役牛、役乗馬、乳牛、鶏、種豚、緬羊。

九、部制

本訓練所に第一部乃至第三部をおきその部制を定むること左の如し。

第一部 専門學校以上の卒業生若くは實務に經驗ある師範學校卒業生其他中等學校程度以上の學歷又はこれと同等以上の實力を有するものにして青少年義勇軍幹部または集團移民幹部たることを目的とし、その訓練期間は三ヶ月、定員は四百名、年三回計千二百名とす。

第二部 鍛工、ブリキ工、桶工、木工、左官その他の特技者にして、現地訓練所の特技指導者たることを目的としその訓練期間は三ヶ月、定員は若干名。

第三部 内地農村の指導者にして第一部生、第二部生と相共に修業せんとするもの、その訓練期間は概ね一ヶ月内外、定員は若干名。

以上第一部乃至第三部とも訓練期間並に定員はときにこれを變更することあるべし。

一、募集の種類

(イ) 集團移民幹部

- 1、團長
- 2、農事指導員
- 3、畜産指導員（獣醫）

(ロ) 青少年義勇軍幹部

- 1、教學教士
- 2、農事指導員
- 3、畜産指導員
- 4、事務指導員
- 5、特技（鍛工、ブリキ工其他）

二、應募資格

概ね左記に依るものとす。

- 1、専門學校以上の卒業若しくは實務に經驗ある師範學校卒業者其他中等學校卒業以上の學歷を有し又は是と同等以上の學力を有し農村の指導又は教育其他實際の經驗を有するもの。
- 2、年齢四十五歳以下のもの
- 3、身體強壯、質實剛健にして意志鞏固なる者
- 4、妻帯者にありては當分別居生活を爲し得る者

三、應募手續

應募者は滿洲移住協會理事長大藏公望宛願書と共に左記書類を現住地道府縣廳に提出し地方長官の推薦を經るものとす。

- 1、在職者は所屬機關長其他は出身校學校長の推薦書 一通
- 2、本人自筆の履歷書 一通
- 3、戸籍謄本 一通
- 4、家族調書（様式参照） 一通
- 5、醫師の身體檢查證 一通
- 6、最近撮影の手札型寫真 一葉

四、募集締切並に選抜銓衡

(イ) 募集締切期日

第一回 昭和十四年二月二十日

- 第二回 同年四月二十日
- 第三回 同年六月二十日
- 第四回 同年八月二十日
- 第五回 同年十月二十日
- 第六回 同年十二月二十日
- 第七回 十五年二月二十日
- 以下隔月二十日

(□) 銓衡

各締切毎に道府縣當局と打合せの上翌月初旬その都度銓衡期日及場所を通知し銓衡の上假採用者を決定す。

(ハ) 但し高等専門學校以上又は拓殖訓練所の新卒業生は二月二十日締切の分に學校長の推薦を経て直接滿洲移住協會理事長大蔵公望宛應募することとし、銓衡場は學校所在地の道府縣廳とし銓衡期日は追て之を通知す。

五、訓練

(イ) 内地訓練

假採用者は左記要領に依り内地訓練を実施す。

1. 訓練期間

集團移民幹部候補者は一ヶ月以上とす

青少年義勇軍幹部候補者は約三ヶ月乃至五ヶ月とす

2. 集合日時

地方銓衡後概ね二十日内外に集合（日時は假採用決定の際通知）

3. 訓練所 滿洲移住協會經營

茨城縣東茨城郡鯉淵村滿蒙開拓幹部訓練所（内原驛下車）

4. 携行品

書類（履歷書四通、戸籍謄本一通、家族調書二通、最近撮影手札型寫真一葉）印鑑、寢具、作業衣一式、日用品、下駄

5. 内地訓練所集合に要する旅費は船車賃最短距離實費を支給す、但し本人豫め立替置き訓練所到着後精算す、其の爲出發驛發行の汽車汽船・バス乗車證明書持參のこと、尚手荷物運賃超過の場合は其の支拂證に依り之を支給す。

(□) 現地訓練

1. 集團移民幹部候補者は内地訓練終了後滿蒙開拓哈爾濱訓練所に入所せしめ必要なる訓練を施行するものとす。

2. 義勇軍幹部候補者は内地訓練終了と共に直に渡滿するものとす。

六、採用及待遇

1、採用

(イ) 義勇軍幹部候補者にして内地訓練を終了したる者は渡滿の上滿洲拓植公社社員として採用し現地訓練所指導員の任務に服するものとす。

(ロ) 集團移民幹部候補者は現地訓練終了後拓務省囑託として採用す

2、待遇

(イ) 内地訓練中前歴に依り月額貳拾五圓乃至四拾五圓の手當を支給す

(ロ) 渡滿に當りては旅費及支度金として百八拾圓を支給す

(ハ) 集團移民幹部候補者は現地訓練中は月額四拾五圓乃至九拾圓を支給す。

(二) 俸給

集團移民幹部は拓務省囑託に、義勇軍幹部は滿洲拓殖公社社員に、正式採用後は前歴を参考とし月額八拾圓乃至參百圓（手當共）の俸給とす（特別の場合は別途に之を考慮す）

七、問合わせ

1、各道府縣廳

2、滿洲移住協會訓練部（東京市麴町區内幸町大阪ビル三階）

（家族調書様式）

昭和十四年一月

滿蒙開拓幹部訓練所概要

財團法人滿洲移住協會

一、要旨

大和民族理想信仰の顯現は、滿洲帝國誕生と同時に、彌榮の意氣込を以て、年々擴大的に開始されつゝある移民團の建設により、日滿一徳一心の基礎を固むるにあり而して健全なる移民團發達の最大要件は、皇道追伸のよき指導者を得て、協力一致の實をあぐるにあり。この要旨に副ひ滿洲移住協會は拓務省の委託を受け本訓練所を設立し有爲人材の大和魂鍛鍊陶冶の道場たらしめんとするものなり。

二、設立目的名稱並に經營

本訓練所は滿蒙開拓幹部訓練所と稱し、滿蒙開拓青少年義勇軍幹部並に集團移民幹部の訓練養成の目的を以て財團法人滿洲移住協會これを經營す。

三、位置

茨城縣東茨城郡鯉淵村（内原驛下車約一里）

四、設立年月日

昭和十四年一月

五、訓練方針

- 一、所生は寄宿舎に收容し、職員、所生は居常寢食を共にする一體の大家族たることを期す。
- 二、農場教室と相俟ち學科、武道、農業勞働を通じ職員所生お互の大和魂を研き合ひ、以て時と所に應じ最も適切なる指導訓練經營をなし得る根本力の體得を目指す道場たることを期す。
- 三、本訓練所に於ける訓練は現地訓練所に於ける訓練と一貫せんことを期す。

六、教科及び日課

一、教科

(イ) 學科

學科としては倫理の大意と科學の大意を課し、從來學び得たる學識竝に本訓練所における實科と相俟ちて日本人たるの本分を明らかにせんことを期す。

(ロ) 實科

武道（直心影流法定の型、柔劍道）

日本體操（やまとばたらき） 農業實習 軍事教練 其他

二、日課

起床 午前五時若くは五時三十分 禊、清潔、整頓をなす

點呼 午前五時半若くは六時

禮拝 點呼後神前において左の形式により禮拝す

一、二拝二拍手一拝 二、教育勅語奉讀

三、天皇陛下彌榮三唱 四、天晴れ、あな面白、あな手伸し、あな明け、おけ

五、二拝二拍手一拝 六、挨拶

武道體操 禮拝後一時間武道又は體操

朝食 午前七時=七時半

學科 自午前八時三十分 至正午

實習 自午後一時三十分 至日没

夕食 午後六時=七時

自習 午後七時=九時 或は武道 座談會

禮拝 午後九時 一同寄宿舎に集合左の形式に依り禮拝をなす

二拝二拍手一拝 職員所生相互の挨拶

七、職員

所長 加藤完治

職員 補導若干名 副補導若干名 助手若干名 講師若干名

八、施設

建物

神社、寄宿舎、職員宿舎、事務室、大講堂講義室、柔道場、剣道場、作業場、穀物倉庫、農産加工場、農産製造室、農具舎兼物置、鍛工場、木工場、畜舎、鶏舎、飼料舎、堆厩肥舎、サイロ、車庫等。

農場

約五十町

家畜

役牛、役乗馬、乳牛、鶏、種豚、緬羊。

九、部制

本訓練所に第一部乃至第三部をおきその部制を定むること左の如し。

第一部 専門學校以上の卒業生若しくは實務に経験ある師範學校卒業生其他中等學校程度以上の學歷又はこれと同等以上の實力を有するものにして青少年義勇軍幹部または集團移民幹部たることを目的とし、その訓練期間は三ヶ月、定員は四百名、年三回計千二百名とす。

第二部 鍛工、ブリキ工、桶工、木工、左官その他の特技者にして、現地訓練所の特技指導者たることを目的としその訓練期間は三ヶ月、定員は若干名。

第三部 内地農村の指導者にして第一部生、第二部生と相共に修業せんとするもの、その訓練期間は概ね一ヶ月内外、定員は若干名。

以上第一部乃至第三部とも訓練期間並に定員はときにこれを變更することあるべし。

一、募集の種類

(イ) 集團移民幹部

- 1、團長
- 2、農事指導員
- 3、畜産指導員（獣醫）

(ロ) 青少年義勇軍幹部

- 1、教學教士
- 2、農事指導員
- 3、畜産指導員
- 4、事務指導員
- 5、特技（鍛工、ブリキ工其他）

二、應募資格

概ね左記に依るものとす。

1、専門學校以上の卒業生若しくは實務に経験ある師範學校卒業生其他中等學校卒業以上の學歷を有し又は是と同等以上の學力を有し農村の指導又は教育其他實際の経験を有するもの。

- 2、年齢四十五歳以下のもの
- 3、身体强壮、質實剛健にして意志鞏固なる者
- 4、妻帯者にありては當分別居生活を爲し得る者

三、應募手續

應募者は滿洲移住協會理事長大蔵公望宛願書と共に左記書類を現住地道府縣廳に提出し地方長官の推薦を經るものとする。

- 1、在職者は所屬機關長其他は出身校學校長の推薦書 一通
- 2、本人自筆の履歷書 一通
- 3、戸籍謄本 一通
- 4、家族調書（様式参照） 一通
- 5、醫師の身體検査證 一通
- 6、最近撮影の手札型寫真 一葉

四、募集締切並に選抜銓衡

(イ) 募集締切期日

第一回 昭和十四年二月二十日

第二回 同年四月二十日

第三回 同年六月二十日

第四回 同年八月二十日

第五回 同年十月二十日

第六回 同年十二月二十日

第七回 十五年二月二十日

以下隔月二十日

(ロ) 銓衡

各締切毎に道府縣當局と打合せの上翌月初旬その都度銓衡期日及場所を通知し銓衡の上假採用者を決定す。

(ハ) 但し高等専門學校以上又は拓殖訓練所の新卒業生は二月二十日締切の分に學校長の推薦を經て直接滿洲移住協會理事長大蔵公望宛應募することとし、銓衡場は學校所在地の道府縣廳とし銓衡期日は追て之を通知す。

五、訓練

(イ) 内地訓練

假採用者は左記要領に依り内地訓練を實施す。

1. 訓練期間

集團移民幹部候補者は一ヶ月以上とす

青少年義勇軍幹部候補者は約三ヶ月乃至五ヶ月とす

2. 集合日時

地方銓衡後概ね二十日内外に集合（日時は假採用決定の際通知）

3. 訓練所 滿洲移住協會經營

茨城縣東茨城郡鯉淵村滿蒙開拓幹部訓練所（内原驛下車）

4. 携行品

書類（履歷書四通、戸籍謄本一通、家族調書二通、最近撮影手札型寫真一葉）印鑑、寢具、作業衣一式、日用品、下駄

5. 内地訓練所集合に要する旅費は船車賃最短距離實費を支給す、但し本人豫め立替置き訓練所到着後精算す、其の爲出發驛發行の汽車汽船・バス乗車證明書持參のこと、尚手荷物運賃超過の場合は其の支拂證に依り之を支給す。

（□）現地訓練

1. 集團移民幹部候補者は内地訓練終了後滿蒙開拓哈爾濱訓練所に入所せしめ必要なる訓練を施行するものとする。

2. 義勇軍幹部候補者は内地訓練終了と共に直に渡滿するものとする。

六、採用及待遇

1. 採用

（イ）義勇軍幹部候補者にして内地訓練を終了したる者は渡滿の上滿洲拓植公社社員として採用し現地訓練所指導員の任務に服するものとする。

（□）集團移民幹部候補者は現地訓練終了後拓務省囑託として採用す

2. 待遇

（イ）内地訓練中前歴に依り月額貳拾五圓乃至四拾五圓の手當を支給す

（□）渡滿に當りては旅費及支度金として百八拾圓を支給す

（ハ）集團移民幹部候補者は現地訓練中は月額四拾五圓乃至九拾圓を支給す。

（二）俸給

集團移民幹部は拓務省囑託に、義勇軍幹部は滿洲拓殖公社社員に、正式採用後は前歴を參考とし月額八拾圓乃至參百圓（手當共）の俸給とす（特別の場合は別途に之を考慮す）

七、問合わせ

1. 各道府縣廳

2. 滿洲移住協會訓練部（東京市麴町區内幸町大阪ビル三階）

（家族調書様式）

昭和十四年一月

滿蒙開拓幹部訓練所概要

財團法人滿洲移住協會

一、要旨

大和民族理想信仰の顯現は、滿洲帝國誕生と同時に、彌榮の意氣込を以て、年々擴大的に開始されつゝある移民團の建設により、日滿一徳一心の基礎を固むるにあり而して健全なる移民團發達の最大要件は、皇道追伸のよき指導者を得て、協力一致の實をあぐるにあり。この要旨に副ひ滿洲移住協會は拓務省の委託を受け本訓練所を設立し有爲人材の大和魂鍛鍊陶冶の道場たらしめんとするものなり。

二、設立目的名稱並に經營

本訓練所は滿蒙開拓幹部訓練所と稱し、滿蒙開拓青少年義勇軍幹部並に集團移民幹部の訓練養成の目的を以て財團法人滿洲移住協會これを經營す。

三、位置

茨城縣東茨城郡鯉淵村（内原驛下車約一里）

四、設立年月日

昭和十四年一月

五、訓練方針

- 一、所生は寄宿舎に收容し、職員、所生は居常寢食を共にする一體の大家族たることを期す。
- 二、農場教室と相俟ち學科、武道、農業勞働を通じ職員所生お互の大和魂を研き合ひ、以て時と所に應じ最も適切なる指導訓練經營をなし得る根本力の體得を目指す道場たることを期す。
- 三、本訓練所に於ける訓練は現地訓練所に於ける訓練と一貫せんことを期す。

六、教科及び日課

一、教科

（イ）學科

學科としては倫理の大意と科學の大意を課し、從來學び得たる學識並に本訓練所における實科と相俟ちて日本人たるの本分を明らかにせんことを期す。

（ロ）實科

武道（直心影流法定の型、柔劍道）

日本體操（やまとばたらき） 農業實習 軍事教練 其他

二、日課

起床 午前五時若くは五時三十分 禊、清潔、整頓をなす

點呼 午前五時半若くは六時

禮拝 點呼後神前において左の形式により禮拝す

一、二拝二拍手一拝 二、教育勅語奉讀

三、天皇陛下彌榮三唱 四、天晴れ、あな面白、あな手伸し、あな明け、おけ

五、二拝二拍手一拝 六、挨拶

武道體操 禮拝後一時間武道又は體操

朝食 午前七時=七時半

學科 自午前八時三十分 至正午

實習 自午後一時三十分 至日没

夕食 午後六時=七時

自習 午後七時=九時 或は武道 座談會

禮拝 午後九時 一同寄宿舍に集合左の形式に依り禮拝をなす

二拝二拍手一拝 職員所生相互の挨拶

七、職員

所長 加藤完治

職員 補導若干名 副補導若干名 助手若干名 講師若干名

八、施設

建物

神社、寄宿舍、職員宿舍、事務室、大講堂講義室、柔道場、剣道場、作業場、穀物倉庫、農産加工場、農産製造室、農具舎兼物置、鍛工場、木工場、畜舎、鶏舎、飼料舎、堆厩肥舎、サイロ、車庫等。

農場

約五十町

家畜

役牛、役乗馬、乳牛、鶏、種豚、緬羊。

九、部制

本訓練所に第一部乃至第三部をおきその部制を定むること左の如し。

第一部 専門學校以上の卒業生若くは實務に經驗ある師範學校卒業生其他中等學校程度以上の學歷又はこれと同等以上の實力を有するものにして青少年義勇軍幹部または集團移民幹部たることを目的とし、その訓練期間は三ヶ月、定員は四百名、年三回計千二百名とす。

第二部 鍛工、ブリキ工、桶工、木工、左官その他の特技者にして、現地訓練所の特技指導者たることを目的としその訓練期間は三ヶ月、定員は若干名。

第三部 内地農村の指導者にして第一部生、第二部生と相共に修業せんとするもの、その訓練期間は概ね一

ヶ月内外、定員は若干名。

以上第一部乃至第三部とも訓練期間並に定員はときにこれを變更することあるべし。

一、募集の種類

(イ) 集團移民幹部

- 1、團長
- 2、農事指導員
- 3、畜産指導員（獣醫）

(ロ) 青少年義勇軍幹部

- 1、教學教士
- 2、農事指導員
- 3、畜産指導員
- 4、事務指導員
- 5、特技（鍛工、ブリキ工其他）

二、應募資格

概ね左記に依るものとする。

- 1、専門學校以上の卒業若しくは實務に經驗ある師範學校卒業者其他中等學校卒業以上の學歷を有し又は是と同等以上の學力を有し農村の指導又は教育其他實際の經驗を有するもの。
- 2、年齢四十五歳以下のもの
- 3、身體強壯、質實剛健にして意志鞏固なる者
- 4、妻帯者にありては當分別居生活を爲し得る者

三、應募手續

應募者は滿洲移住協會理事長大藏公望宛願書と共に左記書類を現住地道府縣廳に提出し地方長官の推薦を經るものとする。

- 1、在職者は所屬機關長其他は出身校學校長の推薦書 一通
- 2、本人自筆の履歷書 一通
- 3、戸籍謄本 一通
- 4、家族調書（様式参照） 一通
- 5、醫師の身體檢查證 一通
- 6、最近撮影の手札型寫真 一葉

四、募集締切並に選抜銓衡

(イ) 募集締切期日

第一回 昭和十四年二月二十日

第二回 同年四月二十日

第三回 同年六月二十日

第四回 同年八月二十日

第五回 同年十月二十日

第六回 同年十二月二十日

第七回 十五年二月二十日

以下隔月二十日

(□) 銓衡

各締切毎に道府縣當局と打合せの上翌月初旬その都度銓衡期日及場所を通知し銓衡の上假採用者を決定す。

(ハ) 但し高等専門學校以上又は拓殖訓練所の新卒業生は二月二十日締切の分に學校長の推薦を経て直接滿洲移住協會理事長大蔵公望宛應募することとし、銓衡場は學校所在地の道府縣廳とし銓衡期日は追て之を通知す。

五、訓練

(イ) 内地訓練

假採用者は左記要領に依り内地訓練を実施す。

1. 訓練期間

集團移民幹部候補者は一ヶ月以上とす

青少年義勇軍幹部候補者は約三ヶ月乃至五ヶ月とす

2. 集合日時

地方銓衡後概ね二十日内外に集合（日時は假採用決定の際通知）

3. 訓練所 滿洲移住協會經營

茨城縣東茨城郡鯉淵村滿蒙開拓幹部訓練所（内原驛下車）

4. 携行品

書類（履歷書四通、戸籍謄本一通、家族調書二通、最近撮影手札型寫真一葉）印鑑、寢具、作業衣一式、日用品、下駄

5. 内地訓練所集合に要する旅費は船車賃最短距離實費を支給す、但し本人豫め立替置き訓練所到着後精算す、其の爲出發驛發行の汽車汽船・バス乗車證明書持參のこと、尚手荷物運賃超過の場合は其の支拂證に依り之を支給す。

(□) 現地訓練

1. 集團移民幹部候補者は内地訓練終了後滿蒙開拓哈爾濱訓練所に入所せしめ必要なる訓練を施行するものとする。

2. 義勇軍幹部候補者は内地訓練終了と共に直に渡滿するものとする。

六、採用及待遇

1. 採用

(イ) 義勇軍幹部候補者にして内地訓練を終了したる者は渡滿の上滿洲拓植公社社員として採用し現地訓練所指導員の任務に服するものとす。

(ロ) 集團移民幹部候補者は現地訓練終了後拓務省囑託として採用す

2、待遇

(イ) 内地訓練中前歴に依り月額貳拾五圓乃至四拾五圓の手當を支給す

(ロ) 渡滿に當りては旅費及支度金として百八拾圓を支給す

(ハ) 集團移民幹部候補者は現地訓練中は月額四拾五圓乃至九拾圓を支給す。

(二) 俸給

集團移民幹部は拓務省囑託に、義勇軍幹部は滿洲拓殖公社社員に、正式採用後は前歴を参考とし月額八拾圓乃至參百圓（手當共）の俸給とす（特別の場合は別途に之を考慮す）

七、問合わせ

1、各道府縣廳

2、滿洲移住協會訓練部（東京市麴町區内幸町大阪ビル三階）

（家族調書様式）

昭和十四年一月

滿蒙開拓幹部訓練所概要

財團法人滿洲移住協會

一、要旨

大和民族理想信仰の顯現は、滿洲帝國誕生と同時に、彌榮の意氣込を以て、年々擴大的に開始されつゝある移民團の建設により、日滿一徳一心の基礎を固むるにあり而して健全なる移民團發達の最大要件は、皇道追伸のよき指導者を得て、協力一致の實をあぐるにあり。この要旨に副ひ滿洲移住協會は拓務省の委託を受け本訓練所を設立し有爲人材の大和魂鍛鍊陶冶の道場たらしめんとするものなり。

二、設立目的名稱並に經營

本訓練所は滿蒙開拓幹部訓練所と稱し、滿蒙開拓青少年義勇軍幹部並に集團移民幹部の訓練養成の目的を以て財團法人滿洲移住協會これを經營す。

三、位置

茨城縣東茨城郡鯉淵村（内原驛下車約一里）

四、設立年月日

昭和十四年一月

五、訓練方針

- 一、所生は寄宿舎に收容し、職員、所生は居常寢食を共にする一體の大家族たることを期す。
- 二、農場教室と相俟ち學科、武道、農業労働を通じ職員所生お互の大和魂を研き合ひ、以て時と所に應じ最も適切なる指導訓練經營をなし得る根本力の體得を目指す道場たることを期す。
- 三、本訓練所に於ける訓練は現地訓練所に於ける訓練と一貫せんことを期す。

六、教科及び日課

一、教科

(イ) 學科

學科としては倫理の大意と科學の大意を課し、從來學び得たる學識竝に本訓練所における實科と相俟ちて日本人たるの本分を明らかにせんことを期す。

(ロ) 實科

武道（直心影流法定の型、柔劍道）

日本體操（やまとばたらき） 農業實習 軍事教練 其他

二、日課

起床 午前五時若くは五時三十分 禊、清潔、整頓をなす

點呼 午前五時半若くは六時

禮拝 點呼後神前において左の形式により禮拝す

一、二拝二拍手一拝 二、教育勅語奉讀

三、天皇陛下彌榮三唱 四、天晴れ、あな面白、あな手伸し、あな明け、おけ

五、二拝二拍手一拝 六、挨拶

武道體操 禮拝後一時間武道又は體操

朝食 午前七時=七時半

學科 自午前八時三十分 至正午

實習 自午後一時三十分 至日没

夕食 午後六時=七時

自習 午後七時=九時 或は武道 座談會

禮拝 午後九時 一同寄宿舎に集合左の形式に依り禮拝をなす

二拝二拍手一拝 職員所生相互の挨拶

七、職員

所長 加藤完治

職員 補導若干名 副補導若干名 助手若干名 講師若干名

八、施設

建物

神社、寄宿舎、職員宿舎、事務室、大講堂講義室、柔道場、剣道場、作業場、穀物倉庫、農産加工場、農産製造室、農具舎兼物置、鍛工場、木工場、畜舎、鶏舎、飼料舎、堆厩肥舎、サイロ、車庫等。

農場

約五十町

家畜

役牛、役乗馬、乳牛、鶏、種豚、緬羊。

九、部制

本訓練所に第一部乃至第三部をおきその部制を定むること左の如し。

第一部 専門學校以上の卒業生若しくは實務に経験ある師範學校卒業生其他中等學校程度以上の學歷又はこれと同等以上の實力を有するものにして青少年義勇軍幹部または集團移民幹部たることを目的とし、その訓練期間は三ヶ月、定員は四百名、年三回計千二百名とす。

第二部 鍛工、ブリキ工、桶工、木工、左官その他の特技者にして、現地訓練所の特技指導者たることを目的としその訓練期間は三ヶ月、定員は若干名。

第三部 内地農村の指導者にして第一部生、第二部生と相共に修業せんとするもの、その訓練期間は概ね一ヶ月内外、定員は若干名。

以上第一部乃至第三部とも訓練期間並に定員はときにこれを變更することあるべし。

一、募集の種類

(イ) 集團移民幹部

- 1、團長
- 2、農事指導員
- 3、畜産指導員（獣醫）

(ロ) 青少年義勇軍幹部

- 1、教學教士
- 2、農事指導員
- 3、畜産指導員
- 4、事務指導員
- 5、特技（鍛工、ブリキ工其他）

二、應募資格

概ね左記に依るものとす。

1、専門學校以上の卒業生若しくは實務に経験ある師範學校卒業生其他中等學校卒業以上の學歷を有し又は是と同等以上の學力を有し農村の指導又は教育其他實際の経験を有するもの。

2、年齢四十五歳以下のもの

- 3、身體強壯、質實剛健にして意志鞏固なる者
- 4、妻帯者にありては當分別居生活を爲し得る者

三、應募手續

應募者は滿洲移住協會理事長大蔵公望宛願書と共に左記書類を現住地道府縣廳に提出し地方長官の推薦を經るものとす。

- 1、在職者は所屬機關長其他は出身校學校長の推薦書 一通
- 2、本人自筆の履歷書 一通
- 3、戸籍謄本 一通
- 4、家族調書（様式参照） 一通
- 5、醫師の身體検査證 一通
- 6、最近撮影の手札型寫真 一葉

四、募集締切並に選抜銓衡

（イ）募集締切期日

第一回 昭和十四年二月二十日

第二回 同年四月二十日

第三回 同年六月二十日

第四回 同年八月二十日

第五回 同年十月二十日

第六回 同年十二月二十日

第七回 十五年二月二十日

以下隔月二十日

（ロ）銓衡

各締切毎に道府縣當局と打合せの上翌月初旬その都度銓衡期日及場所を通知し銓衡の上假採用者を決定す。

（ハ）但し高等専門學校以上又は拓殖訓練所の新卒業生は二月二十日締切の分に學校長の推薦を經て直接滿洲移住協會理事長大蔵公望宛應募することとし、銓衡場は學校所在地の道府縣廳とし銓衡期日は追て之を通知す。

五、訓練

（イ）内地訓練

假採用者は左記要領に依り内地訓練を實施す。

1. 訓練期間

集團移民幹部候補者は一ヶ月以上とす

青少年義勇軍幹部候補者は約三ヶ月乃至五ヶ月とす

2. 集合日時

地方銓衡後概ね二十日内外に集合（日時は假採用決定の際通知）

3. 訓練所 滿洲移住協會經營

茨城縣東茨城郡鯉淵村滿蒙開拓幹部訓練所（内原驛下車）

4. 携行品

書類（履歷書四通、戸籍謄本一通、家族調書二通、最近撮影手札型寫真一葉）印鑑、寢具、作業衣一式、日用品、下駄

5. 内地訓練所集合に要する旅費は船車賃最短距離實費を支給す、但し本人豫め立替置き訓練所到着後精算す、其の爲出發驛發行の汽車汽船・バス乗車證明書持參のこと、尚手荷物運賃超過の場合は其の支拂證に依り之を支給す。

（□）現地訓練

1. 集團移民幹部候補者は内地訓練終了後滿蒙開拓哈爾濱訓練所に入所せしめ必要なる訓練を施行するものとする。

2. 義勇軍幹部候補者は内地訓練終了と共に直に渡滿するものとする。

六、採用及待遇

1. 採用

（イ）義勇軍幹部候補者にして内地訓練を終了したる者は渡滿の上滿洲拓植公社社員として採用し現地訓練所指導員の任務に服するものとする。

（□）集團移民幹部候補者は現地訓練終了後拓務省囑託として採用す

2. 待遇

（イ）内地訓練中前歴に依り月額貳拾五圓乃至四拾五圓の手當を支給す

（□）渡滿に當りては旅費及支度金として百八拾圓を支給す

（ハ）集團移民幹部候補者は現地訓練中は月額四拾五圓乃至九拾圓を支給す。

（二）俸給

集團移民幹部は拓務省囑託に、義勇軍幹部は滿洲拓殖公社社員に、正式採用後は前歴を參考とし月額八拾圓乃至參百圓（手當共）の俸給とす（特別の場合は別途に之を考慮す）

七、問合わせ

1. 各道府縣廳

2. 滿洲移住協會訓練部（東京市麴町區内幸町大阪ビル三階）